

感染症・食中毒予防及びまん延防止に関する指針

株式会社ヘルシーサービス

第1章 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的な考え方

第1条 目的

株式会社ヘルシーサービス（以下、「当社」という）は、お客様の健康と安全を守るための支援が求められる事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともにお客様の健康と安全を継続的に守るため本指針を定めます。

このような前提にたつて各事業所では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、日ごろから対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には敏速で適切な対応に努めて、感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組みます。

第2章 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的指針

第2条 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置する等、事業所全体で取り組みます。

第3条 平常時の対応（標準予防策）

1. 事業所内の衛生管理

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、関係法令や関係団体等が推奨するマニュアル（指針）、社内マニュアルに従い事業所の衛生保持に努めます。

また、手洗い・うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、事業所の衛生管理、清潔保持に努めます。

2. 支援・介護と感染症対策

支援・介護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。お客様の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、お客様の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

3. 来訪者への周知

衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止に努めます。マスクの着用や手指の消毒等の感染症対策の協力を依頼し、感染状況によっては来訪の制限対策を取ります。

第4条 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」、「社内マニュアル」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

- (1) 発生状況の把握
- (2) まん延防止のための措置
- (3) 有症者への対応
- (4) 関係機関との連携
- (5) 行政への報告

第3章 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

第5条 感染症防止対策委員会の設置

1. 設置目的

感染症及び食中毒のまん延防止のための対策を検討するための方策を検討するため、感染症防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2. 委員長

委員長は事業所の所長とします。所長未配置の事業所は管理者・施設長とし、管理者が2名いる場合はどちらか1名を定めます。

3. 委員会の構成員

委員会は以下のものを構成員とします。

【認知症対応型共同生活介護】

管理者、介護支援専門員、計画作成担当者、介護職員

【小規模多機能型居宅介護】

管理者、介護支援専門員、看護師、介護職員

【住宅型有料老人ホーム】

施設長、事務員、生活相談員、施設介護職員

【サービス付き高齢者向け住宅】

管理者、施設介護職員（厨房職員含）

【訪問介護】

管理者、サービス提供責任者、介護職員

【地域密着型通所介護】

管理者、生活相談員、機能訓練指導員、介護職員

【居宅介護支援】

管理者、介護支援専門員

・その他、委員長が必要と認めるもの

4. 委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。（概ね半年に1回）

5. 委員会の主な役割

ア) 感染症予防対策及び発生時の対応

イ) 各種マニュアル等の整備

ウ) お客様・職員の健康の状態の把握と対応策

エ) 発生時における事業所内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

オ) 新規お客様の感染症の既往の把握

カ) 外注業者（調理等）への感染症及び食中毒まん延防止の為の指針の周知徹底

キ) 事業所内での感染対策実施状況の把握と評価

6. 職員の健康管理

ア) 日々、職員の体調把握に努めるとともに、定期健診の受診状況・ワクチン接種状況の把握につとめます。

イ) インフルエンザ等の予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明し予防接種を推奨します。

ウ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治まで適切な処理（出勤停止）を講じます。

第6条 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

感染症・食中毒の予防、まん延の防止のために組織的に支援や介護を実施する上で各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

1. 「所長、管理者、施設長」の役割

(a) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任

(b) 感染症防止対策委員会の総括責任

(c) 感染症発症時の行政報告

(d) 緊急時連絡体制の整備（行政機関、医療機関、保健所各関係機関等、他事業者、外注業者等）

2. 「介護支援専門員、サービス提供責任者、計画作成担当者、生活相談員」の役割

- (a) 医師、協力医療機関等との連携及び予防、まん延防止対策の強化
- (b) 緊急時連絡体制の整備
- (c) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- (d) 支援・介護の基本手順の教育及び周知徹底
- (e) 早期発見、早期予防の取り組み
- (f) 経過記録の整備
- (g) 職員への教育
- (h) 家族への対応（連絡等）

3. 「介護職員、看護師、施設介護職員（厨房職員含）、機能訓練指導員、事務員」の役割

- (a) 医師等の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- (b) 各種マニュアルに沿った支援・介護の確立
- (c) お客様の状態把握
- (d) 衛生管理の徹底
- (e) 経過記録の整備
- (f) 早期発見、早期予防の取り組み

第7条 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

支援・介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理と衛生的な支援・介護の励行を図り職員教育を行います。

ア) 教育・研修の実施

（認知症対応型共同生活介護は年2回以上、その他のサービスは年1回以上）

イ) 訓練（シミュレーション）の実施（認知症対応型共同生活介護は年2回、その他のサービスは年1回）

ウ) 新規採用者に対する感染症対策研修の実施

エ) 都道府県及び市町村、関係機関等が開催する外部研修への参加

オ) その他必要な教育・研修の実施

第8条 本指針の閲覧について

本指針は、お客様、ご家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができます。また、当社ホームページにおいていつでも閲覧が可能な状態とします。

（附則）

この指針は、2024年1月1日 施行